

ひとり親家庭に支給されている児童扶養手当の算定方法、支払回数が変わります

算定方法

●平成30年8月分から、支給制限に関する所得の算定方法が変わりました。

1 「全部支給」の対象となる方の所得限度額を引き上げます。

単位：円

扶養する 児童等の数	全部支給となる所得制限限度額（受給資格者本人の前年所得）			
	収入ベース （これまで）	収入ベース （変更後）	所得ベース （これまで）	所得ベース （変更後）
0人	920,000	→ 1,220,000	190,000	→ 490,000
1人	1,300,000	→ 1,600,000	570,000	→ 870,000
2人	1,717,000	→ 2,157,000	950,000	→ 1,250,000
3人	2,271,000	→ 2,700,000	1,330,000	→ 1,630,000
4人	2,814,000	→ 3,243,000	1,710,000	→ 2,010,000
5人	3,357,000	→ 3,763,000	2,090,000	→ 2,390,000

2 所得の算定に当たって控除の適用が拡大されます。

- ①養育者や扶養義務者が未婚のひとり親の場合には、地方税法上の寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から控除します。控除を受けるためには戸籍等の提出が必要です。
- ②土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等について、総所得金額等合計額から控除します。

支払回数

●平成31年11月から、年6回払いになります。

「これまで」 4月、8月、12月の年3回払い（4カ月分ずつ）

↓

「改正後」 奇数月の年6回払い（2カ月分ずつ）

※平成31年11月の支払いは、同年8月分から10月分までの3カ月分が支払われます。

問 福祉事務所子育て支援室子育て推進係 ☎ 63-1114

宿毛市子ども相談会

この相談会は、専門的知識および技術を必要とするお子さんについて、そのお子さん自身の発達状況を保護者と関係者が共有し、早期療育や育児支援を行い、心身の発達を促進するために、幡多児童相談所の協力を得て年3回実施されています。

第2回目を次の日程で実施しますので、相談を希望する方は各学校および保育園等または市役所窓口にご相談ください。

日時 9月27日（木）9時30分～16時

申込期限 9月21日（金）

相談場所 宿毛文教センター2階 和室

問 各学校および保育園等
福祉事務所子育て支援室子育て推進係 ☎ 63-1114
宿毛市家庭児童相談室 ☎ 63-1147